

## 株式会社紀和実験動物研究所 実験動物福祉委員会規則

平成19年2月1日 制定

平成26年4月1日 改定

平成27年2月23日 改定

平成29年10月27日 改定

令和3年2月18日 改定

### 趣旨

この規則は、「株式会社紀和実験動物研究所 実験動物飼育管理及び動物実験の実施に関する規程（以下「規程」という。）」に基づき株式会社紀和実験動物研究所実験動物福祉委員会（以下「委員会」という。）」の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

### 任務

1. 委員会は実験動物および動物実験に関する次の事項を審議し、指導と助言を行う。
  - 1) 規程の適正な運営に関すること。
  - 2) 株式会社紀和実験動物研究所（以下「会社」という。）で実施される飼育管理に関すること。
  - 3) 実験責任者から会社に申請のあった動物実験計画書の審査。
  - 4) 適正な動物実験に関すること。
2. 委員会は承認された動物実験が動物に痛み、苦しみを引き起こしている場合、当該実験を中止させるよう社長に助言する。
3. 委員会は実験者が実験を終了または中止した場合は、その報告を求めるよう社長に助言する。
4. 動物福祉の実効を担保するため、適正な実験動物の飼養・保管および動物実験が実施されているか定期的に自己点検・評価を行う。
5. 4. で実施した自己点検・評価について報告書を作成する。
6. 余剰動物削減のため、実験動物の生産計画の審議を行う。
7. 「実験動物飼育管理及び動物実験の実施に関する規程」の改廃について審議を行う。

### 組織

委員会は、社長が次に掲げる者から任命した委員により構成することとし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮するものとする。

1. 動物実験等に関して優れた識見を有するもの
2. 実験動物に関して優れた識見を有するもの
3. その他学識経験を有するもの

4. 上記いずれかを有する社外のもの(第三者委員)

#### 委員長及び副委員長

1. 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。
2. 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
3. 委員長は、委員会を召集しその議長となる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 任期

委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

#### 会議

1. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
2. 委員会の議題は出席した委員の過半数以上の同意をもって決するものとする
3. 委員長は原則として月 1 回会議を開く。ただしその必要性が認められない場合は翌月へ延期することができる。

#### 意見の聴取

委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

#### 関係者の出席

委員会が必要に応じ委員会に関係職員を出席させることができる。

#### 補足

本規則に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

#### 規則の改廃

本規則の改廃は実験動物福祉委員会の議を経て行う。